

ながの結婚支援ネットワーク事業実施要綱

1 目的

この事業は、長野県内において結婚支援事業を行う市町村、社会福祉協議会、J A、商工団体、労働団体等の各団体のネットワークにより、広域的に出会いの機会をつくるなど、地域・職域を越えた結婚支援を推進することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) ながの結婚支援ネットワーク 本事業を通じて広域的な結婚支援を推進するため、市町村、社会福祉協議会、J A、商工団体、労働団体等の各団体により構成するネットワークをいう。
- (2) ながの結婚マッチングシステム ながの結婚支援ネットワークを構成する団体間において、結婚希望者をデータベース化し条件検索、引き合わせを行うために設置・運用するシステムをいう。
- (3) 参加団体 ながの結婚支援ネットワークに参加する団体をいう。
- (4) システム利用団体 ながの結婚支援ネットワークに参加する団体のうち、ながの結婚マッチングシステムを利用する団体をいう。
- (5) 個人登録者 ながの結婚マッチングシステムに登録する個人をいう。
- (6) 団体登録 参加団体への個人登録をいう。
- (7) システム登録 ながの結婚マッチングシステムへの個人登録をいう。
- (8) システム担当者 参加団体においてながの結婚マッチングシステムを操作する責任者をいう。
- (9) 相談担当者 参加団体において個人登録者の結婚相談を行う者をいう。
- (10) 登録窓口 システム登録を行う参加団体の窓口をいう。
- (11) 結婚支援協力店 個人登録者の引き合わせの際に安心して利用できる場所として指定する店舗・施設等をいう。

3 事業内容

本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) ながの結婚マッチングシステムの構築・管理・運営
- (2) ながの結婚マッチングシステムを利用した引き合わせ（お見合い）
- (3) 参加団体によるイベント等の共同開催、結婚支援事業の一元的情報発信等
- (4) 参加団体の相談担当者等に対する研修、参加団体間の情報交換及び諸課題の調査研究

4 事務局の設置

本事業を実施するため、長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）及び長野商工会議所マリッジサポートセンター（以下「センター」という。）に事務局を設置する。

5 ながの結婚支援ネットワークへの参加資格

ながの結婚支援ネットワークへの参加資格は、非営利目的で結婚支援事業を実施しており、かつ長野県内に所在している団体とする。

6 ながの結婚マッチングシステムの利用要件

参加団体は、以下の要件に該当している場合には、ながの結婚マッチングシステムを利用することができる。

- ・ 結婚希望者に対する相談・団体登録・マッチングなど結婚相談事業を実施していること
- ・ 窓口パソコンが常設されており、そのパソコンがながの結婚マッチングシステムを運用するのに十分な性能・要件とインターネットに常時接続できる環境を備えていること
- ・ 個人情報の取扱いについて適正な管理を行っていることと認められること

7 ながの結婚支援ネットワークへの参加申込

ながの結婚支援ネットワークに参加を希望する団体は、ながの結婚支援ネットワーク参加申込書（様式1）、同意書（様式2）を事務局に提出するものとする。

事務局は、参加申込書等の内容を審査の上、参加資格を満たしていることと認められる場合には、ながの結婚支援ネットワークへの参加を認める。

8 ながの結婚マッチングシステムへのシステム利用団体の登録

事務局は、参加団体がながの結婚マッチングシステムの利用を希望する場合には、ながの結婚マッチングシステムへシステム利用団体として登録し、当該参加団体に対してその旨を文書により通知するとともに、システムの操作に必要な団体ID・パスワードを付与する。

なお、参加団体は、システムの利用にあたり、ながの結婚マッチングシステムパスワード管理者及び操作担当者届（様式3）を事務局に提出する。また、パスワード管理者及び操作担当者を変更する場合は、同様に変更届（様式3）を事務局に提出する。

9 ながの結婚マッチングシステムの運用

(1) 個人の登録資格

ながの結婚マッチングシステムへの個人の登録資格は、システム利用団体において団体登録している独身者とする。

(2) 個人の登録料

ながの結婚マッチングシステムに登録を希望する者は、登録料5,000円を負担するものとし、登録の申込の際には、事務局が指定する払込用紙により登録料を納入しなければならない。

なお、登録後にあつては、既に納入されたシステム登録料は返還しないものとする。

(3) 登録料の変更

ながの結婚マッチングシステムは、期間を定めて（2）の登録料を変更することがある。

変更額等の詳細については、事務局が別に定めるものとする。

(4) 登録料の割引等

ながの結婚マッチングシステムは必要に応じて、（2）の登録料の割引等を実施することがある。

なお、割引等の詳細については、事務局が別に定めるものとする。

(5) 個人登録者の登録日及び登録申込の月締日

個人登録者の登録日は、毎月1日とし、事務局への登録申込の月締日は、登録日の前月20日とする。

(6) 登録の有効期限、登録書類の保存期間

ながの結婚マッチングシステムにおける個人登録者の登録有効期限（以下「有効期限」という。）及び登録申込書等関係書類の保存期間は、別に定める登録日から2年間とする。

ただし、団体登録が失われた場合には、有効期限内であってもシステムを利用できないものとする。

(7)個人の登録申込

ながの結婚マッチングシステムに登録を希望する者は、別添の利用規約へ同意の上、ながの結婚マッチングシステム登録申込書・同意書（様式4）に登録料納入済票を添え、団体登録しているシステム利用団体に提出するものとする。

当該システム利用団体は、提出のあった登録申込書等の内容を確認・是正のうえ、登録資格を満たしていると認められる場合には、これらの書類を簡易書留で事務局に送付する。なお、システム利用団体においては、登録申込書等の写しを保管する。

(8)個人登録者の新規登録に係るデータベース化

個人登録者の新規登録に係るデータベース化は事務局で行うものとする。

(9)個人登録者の登録内容の変更

システム登録の内容変更を希望する個人登録者は、その旨をシステム登録しているシステム利用団体に申し出るものとする。

当該システム利用団体は、申出があった際にはその内容を確認し、システム担当者がシステム登録の内容変更を行う。

(10)個人登録者の登録の削除

システム登録の削除を希望する個人登録者は、ながの結婚マッチングシステム登録削除届（様式6）をシステム登録しているシステム利用団体に提出するものとする。

当該システム利用団体は届を事務局へ送付し、事務局において登録の削除を行うものとする。

(11)条件検索

個人登録者の希望に応じた相手の条件検索は、登録窓口においてシステム利用団体のシステム担当者が行うものとする。

検索結果の閲覧は、最初に「登録番号、ニックネーム、団体名、相談担当者名、住所、年齢、職業、有効期限、団体期限、状況、紹介の可否」が記載された検索結果一覧を示し、次に、希望する相手方を選んでプロフィール票を示すものとする。

(12)プロフィール票の取り扱い

印刷したプロフィール票については、相談担当者による登録窓口の相談室等以外への持ち出し、個人登録者への郵送等ができるものとする。なお、印刷したプロフィール票の処分については、裁断のうえ廃棄しなければならないものとする。

(13)相手方への申し出

条件検索の結果、個人登録者が相手方とのお見合いを申し出た場合には、相談担当者は相手方の相談担当者へ連絡する。

相手方の相談担当者は、相手方本人の希望の有無を確認し、その結果について申し出を行った相談担当者へ2週間以内に連絡する。

(14)引き合わせ(お見合い)

引き合わせ（お見合い）は、双方の登録窓口の間で日時、場所、相談担当者同席の有無等を調整の上、当該システム利用団体の責任のもとに行うものとする。

引き合わせ（お見合い）の場所については、事務局が指定する「結婚支援協力店」、または過去

に利用実績のある店舗など安心して利用できる場所を選定するものとする。

引き合わせ（お見合い）後の当人の住所、連絡先等の情報は、当人同士の責任において交換するものとする。

(15) 個人登録者の状況、紹介の可否のシステム登録

システム担当者は、個人登録者の状況、紹介の可否（紹介可、紹介不可）について、随時システム上に登録を行う。

(16) 登録の更新

ながの結婚マッチングシステムの登録の更新を希望する者は、ながの結婚マッチングシステム登録更新申込書・同意書（様式5）に登録料納入済票を添え、システム登録しているシステム利用団体に提出するものとする。

当該システム利用団体は、システム登録の内容変更が必要な場合はシステム担当者がシステム登録の内容を変更のうえ、これらの書類を事務局に送付し、事務局が登録の更新を行う。なお、システム利用団体においては、登録更新申込書等の写しを保管する。

(17) 登録の削除

システム登録の有効期限から2年を経過した者、団体登録を失ってから2年を経過した者及びシステム登録の有効期限の前に何らかの事由により登録削除届の提出があった者については、システム登録を削除する。

この場合、当該個人登録者に関する全ての書類について、裁断した後に廃棄処分を行うものとし、個人登録者本人への返却は行わない。

10 守秘義務

事務局及びシステム利用団体は、個人書類の記載事項、相談、紹介、引き合わせ等、本事業を実施することにより知り得た情報の外部への提供を禁止し、秘密を厳守するものとする。システム利用団体は、特に他の団体における個人登録者に係る情報の取扱いについては最大限留意しなければならない。

個人登録者、その家族及びシステム利用団体に関わる者は、書類等のコピーを禁止するとともに、紹介、引き合わせ等で知り得た情報の外部への提供を禁止するものとする。

個人登録者の登録情報は、個人情報の保護に関する法律及び参加団体が所在する地方公共団体の規定に準じて適正に管理を行い、「ながの結婚支援ネットワーク事業個人情報取扱方針」及び「ながの結婚支援ネットワーク参加団体に係る個人情報取扱指針」により個人情報を取り扱うとともに、プライバシーの保護には最大限配慮しなければならない。

11 システム登録の取り消し

事務局は、個人登録者がシステム登録の申込時に同意した事項のほか本事業の規定に違反する行為、または虚偽の登録、倫理・マナーに反する行為、ストーカー行為など不適切な行為を行っていると思われる場合には、システム登録を取り消すことができるものとする。

12 参加団体の取り消し

事務局は、参加団体が参加申込時に同意した事項のほか本事業の規定に違反する行為を行っていると思われる場合には、警告やながの結婚支援ネットワークへの参加登録の取り消しを行うなど、必要な措置を取ることができるものとする。

13 事務手数料

事務局は、システム登録の状況及び保守管理等システムの運用に必要な経費を考慮した上で、システム利用団体に対し、当該システム利用団体における登録実績（新規、更新）に応じた事務手数料を交付することができる。

その場合、システム利用団体からの請求に基づき、交付するものとする。

なお、交付額及び手続等の詳細については、事務局が別に定めるものとする。

14 免責事項

本事業を活用することによる交際及び結婚は、個人登録者が当人同士の責任において決定するものであり、県民会議及びセンター並びに参加団体は一切の責任を負うものではない。

ながの結婚マッチングシステムの個人情報第三者により改ざんされた場合は、県民会議及びセンターは一切の責任を負うものではない。

本事業の実施に起因して生じた参加団体間・個人登録者間の紛争、または第三者との紛争、事故、被害について、県民会議及びセンターは一切の責任を負うものではない。

15 損害賠償

参加団体もしくは個人登録者が同意事項に違反した行為を行った場合、または不正もしくは違法な行為によって県民会議及びセンターに損害を与えた場合は、県民会議及びセンターは、当該団体もしくは個人登録者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができる。

16 補 則

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

(別添)

「ながの結婚マッチングシステム」利用規約

1. ながの結婚マッチングシステムの概略

ながの結婚マッチングシステムとは、結婚支援を行う市町村や各種団体のネットワークにより、結婚を希望される方をインターネットのネットワーク上でマッチングできるようにし、広域的に出会いの機会をつくることで地域や職域を越えた結婚支援を推進することを目的として設置・運用するシステムです。

本システムは、事務局として長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）及び長野商工会議所マリッジサポートセンター（以下「センター」という。）が運用します。

2. 登録できる方

ながの結婚マッチングシステムへ登録できるのは、本システムを利用しているネットワーク参加団体（以下「システム利用団体」という。）が実施する結婚相談等の窓口に登録されている独身の方であって、この「ながの結婚マッチングシステム」利用規約に同意いただいた方となります。

3. 登録方法

(1) 登録に必要なもの

- ① ながの結婚マッチングシステム登録申込書・同意書（様式4）
- ② 写真 ※任意のご提出となります。
 - ・プリントしたもの、Lサイズ（89mm×127mm）
 - ・3ヶ月以内に撮影されたもの
 - ・3枚まで提出できます。
- ③ 登録料 5,000円 ※所属している団体への登録料とは別に必要になります。
（所定の払込用紙により納入のうえ、その受領証または振込を証明できるもの（写しても可）を①の登録申込書へ貼付してください。）

(2) 登録手続

登録料を事務局が指定する払込用紙により郵便局で納入のうえ、ながの結婚マッチングシステム登録申込書・同意書（受領証または振込を証明できるものを貼付）及び写真（任意）を、所属しているシステム利用団体へ提出してください。

当該団体は、提出のあった登録申込書等の内容を確認し、登録資格を満たしていると認められる場合には、これらの書類を事務局へ送付します。事務局での登録手続が完了後、登録となります。

(3) 登録の有効期限と登録料

登録の有効期限は、登録日から2年間です。

登録料のほかは、登録の有効期限内における相談、検索、お見合い希望の申し出には費用はかかりません（団体で定めるお見合い料、成婚料等は別になります）。

ただし、所属している団体での登録が失われた場合には、ながの結婚マッチングシステムの利用は所属している団体への登録を前提としているため、システム登録の有効期限内であってもシステムを利用できないものとします。

なお、登録後にあっては、既に納入されたシステム登録料はお返しできませんのでご承知おきください。

(4) 登録料の変更等

ながの結婚マッチングシステムは、期間を定めて登録料を変更することがあります。詳しくは所属している団体の相談担当者へお尋ねください。

4. ながの結婚マッチングシステムの利用のしかた

(1) プロフィールの検索・閲覧

登録しているシステム利用団体の窓口で、団体のシステム担当者が、希望の条件に応じてプロフィールの検索・閲覧を行います。

なお、プロフィール画面には、住所・氏名等の個人を特定できる情報は掲載されません。

(2) 相手方への申し出

プロフィールの検索・閲覧の結果、相手方とお見合いを希望される場合は、登録しているシステム利用団体の相談担当者へお申し出ください。

相談担当者が、相手方のシステム利用団体窓口の相談担当者へ連絡します。

なお、相手方へもプロフィール画面に掲載の情報が提供されますので、ご承知おきください。

相談担当者は、相手方のシステム利用団体を通じて相手方本人の希望の有無を確認し、その結果について2週間以内にご連絡します。

(3) お見合い

お見合いについては、双方のシステム利用団体窓口の間で日時、場所、相談担当者同席の有無等を調整のうえ、当該団体の責任のもとに行います。

お見合いの場所については、事務局が指定する「結婚支援協力店」、または過去に利用実績のある店舗など安心して利用できる場所を当該団体が選定します。

なお、お見合い後において、当人の住所、連絡先等の情報は、当人同士の責任において交換してください。

お見合いの結果については、登録しているシステム利用団体の相談担当者へ1週間以内に報告してください。

(4) 結婚、交際の中止

ご結婚に至ったとき、または本システムを利用したお見合い後の交際を中止した場合は、登録しているシステム利用団体の相談担当者までご一報ください。

5. 個人情報の利用目的

事務局及びシステム利用団体は、登録した方から提供された個人情報を、本システムの運営、その他本システムが提供するサービスに関連する目的にのみ利用するものとします。

6. 登録内容の変更・削除など

(1) 登録内容の変更

登録内容の変更を希望される場合は、登録しているシステム利用団体の窓口へお申し出ください。

なお、登録内容に変更があった場合は、速やかにお申し出いただくようお願いします。

(2) 登録の更新

登録の更新を希望する場合は、登録料を事務局が指定する払込用紙により郵便局で納入のうえ、ながの結婚マッチングシステム登録更新申込書・同意書（様式5）（受領証または振込を証明できるものを貼付）を、登録しているシステム利用団体へ提出してください。

(3) 登録の削除

登録の有効期限から2年を経過した方、団体での登録を失ってから2年を経過した方及び有効期限の前に何らかの理由により登録取消しのお申し出があった方については、システム上の登録を削除します。

この場合、登録を削除した方に関する全ての書類について、裁断した後に廃棄処分を行います。登録者本人への返却は行いませんのでご承知おきください。

7. 注意事項

(1) 守秘義務

プロフィール票や関係書類等のコピーを禁止するとともに、紹介、お見合い等で知り得た情報の第三者への提供を禁止します。

(2) 個人登録の取り消し

登録した方が、虚偽の登録、利用規約に違反する行為、倫理・マナーに反する行為、ストーカー行為など不適切な行為を行っていると思われる場合には、ながの結婚マッチングシステムの登録を取り消すことがあります。

8. 免責事項

本システムを活用することによる交際及び結婚は、登録した方が当人同士の責任において決定するものであり、県民会議及びセンター並びにシステム利用団体は一切の責任を負いません。

ながの結婚マッチングシステムの個人情報第三者により改ざんされた場合は、県民会議及びセンターは一切の責任を負いません。

本事業の実施に起因して生じたシステム利用団体や他の登録者との紛争、または第三者との紛争、事故、被害について、県民会議及びセンターは一切の責任を負いません。

9. 損害賠償

登録した方が利用規約に違反した行為を行った場合、または不正もしくは違法な行為によって県民会議及びセンターに損害を与えた場合は、県民会議及びセンターは相応の損害賠償の請求を行うことがあります。

10. お問い合わせ先

長野県将来世代応援県民会議事務局（長野県次世代サポート課次世代企画係）

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7207

長野商工会議所マリッジサポートセンター

〒380-0904 長野市七瀬中町 276

電話 026-227-2428